

精華町公共施設使用料等審議会（第三回）

◆日時

平成30年10月5日（金）午後1時15分～午後4時30分

◆場所

精華町役場庁舎 5階 501・502会議室

◆出席者

小沢会長、井上副会長、義忠委員、武内委員、柏木委員、
島崎委員、世羅委員、高鍋委員、田中委員、山口委員

◆欠席者

なし

◆傍聴者

なし

◆議事

1. 開会

2. 精華町議会総務教育常任委員会への途中報告について

《資料15》公共施設使用料等審議会の審議状況についてのとおり

3. 審議

《資料16》精華町公共施設使用料等の在り方について(審議骨子)に沿って審議

①公共施設使用料算定の対象コストについて

(柏木委員) 施設の維持管理に関する現状や課題については、どの施設も修繕が必要、今後建てが必要、いろんな設備壊れているというような感じがほとんどです。この話の前提として、まず、そのような状況というのは余り加味されず、いわゆるインシヤルコストとランニングコストを一般的にどのように考えましょうか、となっているように私はお見受けします。そもそもこの現状が、単なる維持管理費の中でこなせるものと、資本費に組み入れて考えないと将来的に継続ができないというのと、両方加味されているので、それも踏まえてもう一度きちんと議論したほうがいいかと思います。特別会計でやるやらないの話も含めて、もう一度きちんと議論する必要があるかと思います。

(会長) そうですね。考え方の視点などを見ると、基本的には資本費は外して、維持管理費を受益者負担とする考え方としたらどうかということ。ということは、裏を返すと、それぞれの備えや修繕とかが必要なものは、税金を使ってやりますよということかと思います。

(会長) 柏木委員が指摘されたことについて、各施設の維持管理に関する現状や課題などを事務局あるいは担当課から簡単に説明していただきたいと思います。

(事務局) 精華町交流ホールの関係でございますけども、こちらは総務部の総務課で所管交流ホールをさせていただきます。

この施設は、町内のコミュニティーホール、後ほど説明する企画調整課が所管しているコミュニティーホールも含めてですが、町内のコミュニティー施設の拠点施設であり、精華町域の真ん中にあたる中部域のコミュニティー施設の拠点という位置づけでございます、庁舎の中にあるホールでございます。

施設運営に関する課題としては、圧倒的に行政利用が多く、なかなか民間利用が進んでないという利用実態があります。その背景としては、予約の手法で行政利用の場合には、前年度末に翌年度の利用分を先行的に予約しています。大規模に住民を集めて行うようなイベントで活用をするということもございまして、早い時期から会場を予約して、住民の皆さんにお知らせするという必要もございまして、現状、このような利用形態であり、一つの課題点であります。

もう1点は、大きさの問題ですけれども、現地をご覧いただいた時は、吹き抜けとございますか、一体のホールという形でご覧いただいたかと思えます。使用形態としては、ホールを3分割して使用できるような形のしつらえになっておりますが、中で使います机、椅子やその他備品などの保管場所がなく、ホールを3つに分割したときの通路部分に仮置きをしており、現状は3分割して使えないような使用形態をとっております。現在、一体、一面利用というような形での予約しか受け付けてないということで、大き過ぎるとか、それに起因して使用料が3つ分の一体利用の形の使用料を請求するというので、1時間当たりの料金が高いというようなご意見もあるということでございます。

施設の維持管理については、ホールも庁舎も一体の形状になっておりまして、照明器具、空調機器、その他AV機器も含めですが、この施設を建設した当時から18年経過し老朽化しております。他の公共施設も同様なのですが、大きな経費が必要となるということで、なかなか手をつけられていないような部分がございます。特にAV機器の関係につきましては、非常に技術革新が著しい、進歩が早い分野でもありまして、現在の主流となっている機器と若干規格が異なる機器が出てきていまして、実態として、利用者が使えない、使いにくい古いタイプの機器であるというようなことで、利用者のニーズと合致していないということもございます。建物本体でいうところの照明や空調などの設備とはまた別の意味で、もう少し短いサイクルで更新をしていかないといけないという課題もあるということでございます。

(柏木委員) 現状のままを想定して新しい料金設定を考えるのか、それとも、例えばホールに机とかを収納するためにスペースを作るのか、AV機器も新しくするのかなど、それをどうするかが決まらなると新しい料金設定もできないのではないかと思います。経費がものすごくかかります、だけど住民サービスとしては上がるかもしれないし、住民が積極的に使うようになるかもしれないし、だから、町がどうするか、という方向性がある程度見えないと、本当の料金設定ができないのではないかなとは思っています。

(会長) 行政としてどこまでの公共施設をどの規模で、あるいはどういう内容の水準の公共施設を準備するかということですね。どういう公共施設にしていくのかということまで、この使用料の審議会で議論するとなると、ちょっと大変な気はし

ます。ただ、単に現状を維持するためだけの設備等の更新で、果たして今の住民からのニーズに合うのかどうかということも当然考えていかなければならない、それを考えないと、使用料をどうするのかということも考えられないというのは、その通りであると思います。

(世羅委員) 2ページの議論は大事だと思っていて、市民が負担するかどうかというところは、多分種類があるかなと思っています。先ほど交流ホールのところでは話があった技術革新になってくると、まさに機能強化なのでこれは行政負担か、みたいな話があります。あるいは最近でしたら、衛生上の問題で蛇口を使うのではなくて自動化するなど、国の要請で変わったりします。そういうものは社会的要請なので公共負担か、みたいな話があります。ここで議論すべきは、単なる老朽化の話かと思うので、機能維持したまま更新する、それは料金負担にしましょうかみたいな話もあったりすると思うので、何か分けをして、どの部分までを負担するかという話があった方がいいかなと思います。あとイニシャルコストを料金に含めないという話になってくると、若干利益性があるような施設がありまして、そういうところは、後ほど論理破綻をするのではないかなと思っていますので、資本費を基本的には含めないけれども、施設によっては含めるみたいな話もあったほうが良いかなと思います。

要約すると、資本費をもう少し細分化して、公共料金でどこまで負担するかということを決めた方がいいのではないかとということと、あとは、資本費は基本的には負担しないけれども、場合によっては負担するようなことを入れた方がいいのではないかなと思います。

(会長) 全て画一的に運用、つまりイニシャルコストを入れるか入れないかとかいうのを画一的に決めるということは、施設の性格等によってやはり無理があるのではないかとということ、その通りかと思っています。ただ、基本的には、イニシャルコストは含める、含めないとかいうことについては、一定線を出したほうが良いと思うし、出るのではないかとというふうに思います。でも、あくまでそれは画一的に全部が全部そうだとするに決めるわけではないということです。

(事務局) 精華町コミュニティーホールにつきましては、光台地区という大規模住宅地のコミュニティーホール
中にある施設でございまして、精華町コミュニティーホールという名称ではありませんけれども、どちらかというと、そちらを管轄する東光小学校校区、こちらの校

区を対象とした広域的なコミュニティー施設という位置づけでございます。所管しておりますのは、総務部、企画調整課でございます。管理の形態としては指定管理ということで、利用料金制度で民間の事業者をお願いをしているというような状況でございます。

施設の利用状況に照らした施設運営に関する自己評価については、指定管理者制度を平成18年度から導入しておりますけれども、指定管理者制度を導入して以降、比較的高い稼働率を維持してきているという状況でございます。その中で、施設の利用状況としては、固定の利用団体等が多いということで、その中でも、約半数近くが営利目的の利用団体ということで、書道教室やそろばん教室、あるいは空手教室であったり、バレエの教室、またヨガの教室ということで、どちらかという、営利目的ではありますが、対象としては地域住民の方々、あるいは地域の子供たちを対象として運営をされているということで、文化活動なり、そういったスポーツ活動を通して仲間づくりであったり、コミュニティー形成ということで、営利目的ではありますが、そのような部分にも一定ご貢献いただいているのではないかなというふうに考えております。

それに加えて営利団体以外に、生涯学習団体であったり、各種文化サークル等の一般利用も同程度あるということで、第5次総合計画に掲げております小学校区単位でのコミュニティー拠点の確保という部分については、一定、目的を達成しているのではないかなということで考えているところでございます。

ちなみに、利用料金制ということになっておりまして、基本的に利用料の収入というのは指定管理者の収入ということになりますが、年間で約190万円程度が利用料収入として入ってきていまして、営利目的の利用料が占める割合というのは、約3割程度ということになっておりますので、営利目的の部分が多いですが、結果的にそういった部分が逆に指定管理料であったり、いわゆる公費負担の軽減につながっているというような現状にもなっているという状況でございます。

施設の維持管理に関する現状や課題については、空調機器については老朽化がかなり進んでおりまして、現在、3系統あるうち1系統のみで運用しているということで、いつ壊れてもおかしくない状況でありますので、平成30年度において空調の更新を行うべく、現在、準備を進めている状況でございます。

あと、施設の敷地内の駐車場が5台分しかないということで、以前はかなりの

台数があつたわけでありまして、土地所有者のほうで、お借りをしていた部分について売却をされたということで、現状、駐車場がかなり少ない状況となっております。近隣の民間の月極め駐車場を借用する中で対応しているという状況でございます。一方で、近隣の保育所の駐車場を臨時的にお借りして、大規模イベント等の場合には対応しているというような現状もありますが、実態としては駐車場がかなり不足しているという状況で、運用の部分についても一定支障が出てきているという部分が実態としてございます。

(事務局) 精華町地域福祉センターかしのき苑についてです。所管課は健康福祉環境部、
かしのき苑 福祉課になります。管理形態につきましては直営で行っておりますが、一部社会福祉協議会の方も一緒に事務所の中に設置しておりますので、その分は一部委託となっております。

施設の利用状況に照らした施設運営に関する自己評価についてですが、稼働率につきましては、サークル、ボランティア等が、多数の減免団体、利用の大半を占めております。稼働率については、各団体が定期的に利用しているために、悪くないと考えております。減免団体の利用がほとんどを占めておりますので、コストと収入のバランスは良いとは言えないと思っておりますが、福祉施設としての設置目的がありますので、一定やむを得ないと考えております。

近年、子育て事業の拡大から、当苑に関しましても、かしのき放課後児童クラブや「さんりんしゃ」という事業を実施している中で、施設の占有率が上がってきております。当苑を主に福祉課題の相談拠点として再生したいと考えておりますので、事業実施の整理も含めて、部屋のレイアウト等を変更する必要があると考えております。

施設の維持管理に関する現状の課題ですが、当苑を開設後25年以上が経過しておりますので、施設の老朽化が大きな課題となっております。平成27年度から順次改修を行っておりますが、現状において、日々、改修箇所が増加しているところです。平成30年度において、改めて中長期改修計画の策定を現在行っております。今後、目標にも掲げておりますとおり、共生社会の実現のために、個別の福祉課題に対応できる相談スペースを数多く設けることや、担い手を育成するための事務所機能を有するスペースを設ける必要があると考えております。そのためにも、施設の維持管理面で、冷暖房設置等、事務室で一括管理して、設備

等の再構築を図る必要があると考えております。特に冷暖房設置に関しては、事務室より一括管理をしております、各部屋の操作は今のとこできません。ただし、例外として、喫茶ところと放課後児童クラブ、さくらんぼ教室においては各部屋で操作可能となっております。また、冷暖房の修繕状況は、放課後児童クラブ、ほのぼの湯の2つの部屋については、平成29年度に行った工事の際に入れかえを行っております。現在、冷暖房の加算は行っていない状況です。

また、アクセス面の課題もありまして、駅からも離れており、徒歩で来苑することも困難であります。また、駐車場の台数にも限りがあるため、車での乗り合わせやくるりんバスを案内していますが、くるりんバスの本数も少ないため、車での利用が多い状況が課題です。

(事務局) 華工房につきましては、地域農産物による地域の特産品の開発、研究すること
華工房 と、あと、地域農業者の方と地域住民の方との交流研修の場ということで設置された施設でございます。現在、直営しているところでございます。施設の目標としましては、地元産品の販売力向上や販路拡大によって6次産業化に向けた取り組みを図っているところです。具体的には、特産加工品の付加価値向上によることで販売力の強化と販路の拡大、あるいは新規特産加工品の開発になっております。

ただ、稼働率につきましては決して高いとは言えず、原因としては、農業従事者の方の高齢化や担い手不足による問題で、町内の農産物が減少し、元々作る材料が無いということ、それと併せて、華工房の利用団体の加入者自体の高齢化などがあると考えております。

研修室につきましては、開設当初は、農業者の方の拠点利用としてありましたが、各地域の集会所を利用されることになりまして利用が減少したと考えております。減免対象はその研修室のみとなっております。

利用者につきましては、現在は、町特産品開発連絡協議会で加入団体が6団体ありまして、その6団体と地域の農家組合となっております。加入の団体等にお話をさせてもらったところ、華工房の改修などで利用料が急上昇した場合は、特産品開発や加工を自分のところであるというのがかかなり困難な話ということをお伺っております。

先ほどの課題であります利用者の高齢化につきましては、毎年、体験講習会と

いうのを年1回やっております、体験講習会に参加された方が新たに団体に加入するとか、あるいは声かけによってだんだん世代交代が進んでいる部会もございまして、その継続が必要だと考えております。

華工房で作っております町内農産物を使用した味噌、あられ、イチゴジャムなどにつきましては、広報キャラクターの京町セイカを活用しまして、東京コミックマーケットやツアー・オブ・ジャパン京都ステージで販売、あるいは町内や近隣の市町村で販売するなど、販路拡大を図っており、町特産品として精華町のPRに寄与しているものと考えております。ただ、それが新規特産品開発や販売力強化というものが即利用率の向上に結びついていないということが現在のジレンマであるかと思えます。ただし、町の農業の6次産業化の拠点として考えた時に、華工房を利用率だけで図ることは難しいのではないかと考えております。

施設の維持管理についてですが、平成8年度に竣工以降、建物については大規模な修繕を行っておりませんので老朽化が進んでおります。設備につきましては随時修繕している状況で、今年度、設備点検を実施しまして、修繕等で持たせてはいますが、耐用年数に達している全ての機械設備につきましては、随時買い換え等が必要だと思いますし、ニーズに合った設備ではないので、今の利用者の方を引きつける新しい設備というのも考える必要があるのかと思っております。

(事務局) むくのきセンター むくのきセンターですが、社会体育の拠点として、また、社会の文化活動の拠点としてということで、広く皆様方にご利用いただいております。施設の利用状況につきましては、アリーナは目標どおりご利用いただいております。こちらにつきましては指定管理者制度ということで、平成25年度から5年間の指定管理期間が終わり今年度から2期目が始まりまして、NPO法人の精華町体育協会に指定管理をお願いしているところでございます。

アリーナにつきましては、稼働率が一定量ございますけれども、いわゆる文化関係の教室につきましては、少し稼働率が低い状況でございます。これにつきましては、文化関係団体がかしのき苑をご利用いただいているなどの関係もございまして、少し稼働率が低い状況でございます。今後につきましては、スポーツ以外にいろんな文化活動などを企画していきながら、施設の利用を図っていくというふうに考えてございます。

また、本施設についても駐車スペースが100台程度の台数でございまして、

たくさんのイベントなどで利用者が重なる場合には少し混雑をする状況でございますので、今後につきましては駐車場の確保というのが必要になってくるということでございます。

利用に当たりましては、規則の中で、町の事業、もしくは教育委員会、自治会、などの団体利用の分を優先的に施設予約しまして、その後、各登録団体の受付をするということで進めております。なお、営利利用の目的で使われるということは、ほとんどございません。

施設の維持管理に関する現状でございますけども、平成13年の供用開始からもう17年が経過してございまして、各施設の老朽化がかなり出てきております。今年度につきましては、この体育施設全てを含めた長寿命化計画の策定に向けて取り組んでおり、それに基づきまして、今後、維持管理を図っていきたいと考えているところでございます。

(会長) 長寿命化計画というのは、もう策定されていて、今それに着手されているという状況ですか。

(事務局) むくのきセンターなどの体育施設については、今年度、長寿命化計画策定の委託業務を発注しまして、先日、業者が確定したところでございまして、今年度中に長寿命化計画を策定して、それに基づきまして、今後、施設利用の長寿命化を図っていくということでございます。

(会長) それは、耐用年数が到来しているものがあって、それを新たに更新するということですか。

(事務局) むくのきセンター含めた打越台グラウンドやテニスコートなどの体育施設の現状と、今後どういった延命措置を講じることで、長寿命化が図れていくのかといった計画を施設ごとに策定して、町がその計画に基づきまして有効な施設の利活用を図っていくということでございます。

(会長) その場合、町が税金を使ってやるということが決まっているということですね。

(事務局) 町と指定管理者の中で決め事がございまして、いわゆる大規模な修繕等々につきましては町で持たせていただくが、簡易、低廉でできるような改修につきましては指定管理者でお願いするといった内容になってございます。ただ、これも少ない金額であっても、数によっては当然金額も変わってきますし、その辺は、町と指定管理者との間で調整を図りながら進めていくということでございます。

(会長) 施設ごとに建替や更新については、計画がもう既に立ってるところもあるし、まだ着手できてないところもあるということですね。

(事務局) 平成の27年度に町公共施設の全体的な基本的な方針である総合管理計画を決めさせていただきました。それを基に、現在、施設ごとの個別計画の策定を進めているというような状況です。

(会長) そこに長寿命化に要する費用を税金で賄うのか、受益者負担で賄うのかということ示されているのですか。

(事務局) そこまでは示されてはいないです。

(会長) 税金で賄うということで考えているということですか。

(事務局) 現状では、資金原資がどれなのかというところまでの計画はありません。

(柏木委員) もともと国の方針として、公共施設の建替えの方向性が大問題にあり、精華町だけでなく、日本全体でそういう公共施設の計画を立てなさいと言うのがそもそものスタートなわけです。だから、精華町もその年度に応じたとおりに進めてきているというのがもともとあって、国から言われていることは、料金をどこに負担をさせるかどうかまでは要望はしてきていなくて、ただ、方針をどう考えているのか、ちゃんと考えなさいということです。

(事務局) 打越台グラウンド・テニスコートについての施設の利用状況ですが、1つの敷打越台グラウンド地にグラウンドとテニスコートがございます。グラウンドにつきましては稼働率が低いということで、要因といたしましては、そこへ行くまでの交通の便の問題、それから児童を対象とした利用につきましては、それぞれの学校施設があるといった部分もございます。それから、グラウンド表面の状態がかなり傷んできているということもございまして、そういったことが要因であろうと分析しております。

それから、テニスコートにつきましては、平成28年度に人工芝の全面張替え、照明設備の改修を行いましたことで、その後、利用者が増加傾向にあると考えております。

施設の維持管理に関する現状や課題でございますけども、グラウンドの表面整備がかなり悪くなっているということで、表面の改修が必要な時期に来ているのではないかと考えております。それから、夜間照明設備につきましても少し消灯不良等々の現象が起こっております。これもあわせまして、先ほど申しましたよ

うに長寿命化計画の中で考えていきたいと考えております。

(事務局) 池谷公園テニスコートの稼働率につきましては、クレーコート、いわゆる土の池谷公園
コートでありまして、平成13年に表層の改修を行って以来、日常整備のみの管理でございまして、気候等々によってコート表面が荒れているということもございまして、利用がかなり低いのではないかと考えております。

先ほど申しました打越台のテニスコートを改修したことで、今までご利用されていた方がそちらへ行って利用されているのではないかと分析しているところでございます。

現状や課題でございしますが、コートの傷みがかかなり出ていること、ナイター設備等の故障時に部品がなく対応等ができない、といったところもございまして、全体的な改修というのが今後必要になってこようかと考えております。

(事務局) ほうその運動公園についてご説明をさせていただきます。所管については、健康福祉環境部、子育て支援課が所管しております。本課については児童遊園を所管する課でございしますが、ほうその運動公園については、都市公園という位置づけであります。子育て支援課で所管をさせていただいております。もともと地元で少年広場というのがございましたが、道路改良事業に伴いまして、そちらの少年広場が廃止されるという形になった代替的経過がありまして、その周辺地域の少年がスポーツをする場所を提供するということで整備したということで、本課が所管しているという状況にあります。管理形態は直営であります。日常の維持管理等につきましては、周辺の3自治会の老人クラブに委託をお願いをしているような状況でございします。

施設の利用状況でございしますが、先ほども申しましたように、少年広場の代替施設として整備した経過がありまして、こちらについては周辺の住民さんもよくご理解いただいております。主な趣旨としては、近所の子供たちがスポーツをする施設ということで、使用の禁止なり制限をかけるということは全くございません。お使いいただいている主な団体としましては平日の午前中、土日、長期休暇につきましては、子供の使用を優先し、平日の午前中だけを周辺の老人会のゲートボールなりグラウンドゴルフで利用されているというような実態があります。当初は周辺3区だけでしたが、線路より東側の地区については、歩いて行けるような大きな都市公園がない、グラウンドがないという実情がありまして、線路よ

り東側の北ノ堂、南、馬淵につきましても老人会のほうが、話し合いによる利用調整の中で使用されているということでございます。老人会等の使用につきましては、公園を使用する者の2分の1が町内在住の65歳以上である者という形に該当しますので、料金は徴収しておりません。その他につきましても、条例整備で使用料を取るという施設ではありますが、実態上、その使用申請に基づく利用料の徴収については、近年ではないという状況でございます。

公園施設の維持管理についてですが、設備につきましては、トイレ、照明施設、遊具もなく、防球ネットがあるだけの公園となっております。施設の清掃などの日常的な維持管理については、普段お使いになられていて、施設をよくお知りになっている老人会にその管理をお願いしておりまして、グラウンドとしての機能はきれいに保たれているという状況であります。

こういった経緯と現状の使用実態を踏まえて、果たして今の状態で使用申請があった場合に、公平に扱うという観点から、公園の全部、または一部を独占して使用できる施設としてそのまま置いておくほうがいいのかというところで、本課としても疑問があるところがありますので、不特定多数の子供たちが多く利用するグラウンドというところで整備を図っていきたいと考えております。

(山口委員) 精華町都市公園条例に基づき占有が可能であるということですが、これは手続きのみで占有できるのですか。

(事務局) 規則で定めている申し込みの書式がありますので、それをお出しいただいて、問題なければそれを許可するという形になっています。

(山口委員) 実際にそういう申請は過去どれぐらいありましたか。

(事務局) 直近5年では全くございません。

(事務局) 学校施設の所管につきましては、教育部の生涯学習課でございます。施設の内容でございますけれども、学校教育上支障のない限りにおいて、精華町立の小・中学校を社会教育活動のために使用させることを目的とするということでございます。例えば事前に予約等々されておられましても、学校行事等で必要になった場合は、そこの部分での使用を取消しする必要があるということを前提に皆様方にご利用いただいているという状況でございます。使用状況につきましては、おおむね小学生の団体、子供会等の利用が多いということでございます。

施設の維持管理の現状や課題ですが、もともと学校施設を借用し使用しておりますので、基本的に施設の維持管理というのは各学校になるわけでございます。学校では余り使うことのないような防球ネットなどの設備については、一部修繕が必要になりますけれども、どこが所管でこの部分を修繕していくのかといったところにつきましては、学校現場、学校教育課と調整を図りながら円滑な利活用に向けて進めているところであります。

(山口委員) 2 ページ、3 ページ、4 ページあたりがまさに本当に大事な部分だと思いますが、先にイニシャルコスト、ランニングコストの話が来るのではないのではないと思いました。3 ページの下の4 分割した表が正しいかどうかはさておきまして、こういう分類で、これは本当に生活に必須だけれどももうからない、だから、税金投入しないといけない、という議論が先にあつてであれば、イニシャルコストであろうがランニングコストであろうが、必要であればやるしかないわけです。生活を維持するために。だから、議論の順番を変えていただいたほうが私としては理解しやすいと思えます。

例えば、道路なんかは必須じゃないですか。舗装を直すぐらいであれば維持管理でいいのかもしれませんが、今回の台風みたいなので被害を受けたというのは、ほぼやり直しになったりしているようなケースもあるので、明瞭に分解できないですが、やらないと生活、産業が成り立たないので、社会資本としてやってしまうわけです。一方、テニスコートなどは、無いと生活が成り立たないかっていったら、そんなことはないわけで、その辺の差をつけていくことによって、どこまで税金で負担するのかという議論がようやくできるのではないかっていうのが、この資料を見て思ったことです。

それに対する、精華町の判断、考えというのがここにあまり載っていないのがちょっと気になるところです。精華町がどう思っているのかというのを教えてもらいたいのですけど。

例えば沖ノ鳥島という島がありますけれども、そこは町の戦略というのがあると聞いたことがあります。伝い聞きなので不正確なことがあるかもしれませんが、子育てに全力投球しています。子供を育てるのに最高だということで、人口増えています。今はどうか知りませんが、10 年前にはそういうことを聞いております。そういう戦略を持っていれば、その町ごとによって必然性みたいなものは

変わってくるわけです。

例えば私の田舎は福知山なのですが、福知山もスイツタウンということで、すごい戦略を持って、そういうものに対して社会資本をどんどん今入れています。お城の周りの一等地にそういうお店を並べるような環境を作っていたり、それを多分税金でやっています。そういう戦略があれば一律に決められないので、精華町はどういう戦略を持って、どれが一番大事だというふうに思っているのかということ考えたほうが、料金設定の話はしやすいと思います。そのような必要性の話をきちんとしてほしいのと、町の戦略の中にどう位置づけられているのかという話を整理されたら一番いいのではないかと思います。

(事務局) 公共施設の使用料のあり方を見直していく時に、設定基準、考え方の中で、公益性であったり、文化的な要素が強いという部分で、住民に負担いただく水準の考え方には若干の差がついてくるであろうと考えております。具体的な各公共施設の料金設定の内容や減免をどうするかというのは、審議会からいただく答申の考え方の基準に基づき、行政側で各施設の設置の目的、用途、性格などが異なる部分について議論し決定していこうというのが、この審議会に諮問しているベースでございます。

公共施設の設置の目的などに応じて、税の負担を多く投入すべき施設もございますし、少し受益者負担でお願いする施設もあり、施設ごとで異なる部分がありますので、一律的な基準を持っているということではございません。議会の中でも議論いただいておりますのは、各施設の性質、設置目的なりに応じた形で検討すべきだということで、審議会で設定基準のあり方について、いろいろな広いご議論をいただく中で、それらを参考にできたらという考え方でございます。

(山口委員) 本当に必要で、例えば50年、100年維持していかないといけない施設なのだとしたら、行政で税金をちゃんと用意するような手だてを考えて維持されるのでしょうか。けれども、そんなに必要性が高くないけども、ちゃんと維持していきたいなというような施設、3ページでいうと、市民生活を快適にするけれども、行政も少しは努力しないといけないという施設であれば、イニシャルコストも積み立てていけばいいわけです。というような区別ができるのですね。だから、先にイニシャルコストかどうかと問われると、わからなくなってくるというのが正直なところですよ。

例えば、華工房は数字だけ見ていると、成り立つのが難しいわけです。でも、町の戦略として、あるいは地域活性化策として絶対要るんだという話がもしあれば、それは評価基準が変わってくるわけです。税金を投入して、真っ赤っ赤でもいいから維持しましょうということだってあるかもしれません。だから、やっぱりイニシャルコストとかランニングコストが先に来るのではなくて、位置づけが先じゃないかということをお願いしたいのです。

(事務局) お出しさせていただいた資料の順番については、1番、2番とさせていただいておりますけれども、どこからご議論をしていただくとかというのはございませんので、会長にお任せいたします。

(会長) 原則的にイニシャルコストをどうするのか、ランニングコストにとどめるのかというのは一定議論して、方向を出しておくのも意味があるという気もしますが、山口委員のご意見でいくと、あんまり意味がないということですかね。

(山口委員) そこまでは申し上げておりませんが、例えば耐用年数、償却50年かかるとしたときに、50年後につくり直す必要が出ます。そのときにまた税金を使うのか、それとも利用料金などで積み上げていくべきなのかっていうような判断を今しておかないと間に合わないかもしれないですよ。だから、この施設ごとでイニシャルコストも含めた受益者負担とするかどうかの議論が必要だと思います。

(武内委員) 施設ごとという考え方もすごく大切だと思いますが、木村町長から公共施設使用料等のあり方について諮問された、その諮問理由の、『本町では公共施設の開設当初以来、使用料を大きく見直すことなく今日まで至っていますが、町内公共施設間で統一的な設定基準がなく、それぞれの施設ごとで料金体系や減免規定の設定に違いがあります。こうした本町の現状を踏まえつつ、公共施設の適正かつ効率的な運営に資する公共施設等のあり方について、この審議会での審議をお願い申し上げます。』という中に、町の考えておられることが含まれているのではないかと、感じるわけです。

②対象コストの受益者負担割合

(会長) 各施設の説明などありましたが、受益者負担はどこまでで、どういう形で適応するのかとかいうことについて、何かご意見ございますか。

(武内委員) 交流ホールは、行政の使用が主ですので、あまり市場に開放するというのは当たらないのではないかなと思います。

(山口委員) 交流ホールもコミュニティーホールなどのホールについては、例えば民間でけいはんなプラザという研修施設があつて、そこには数百、数千人以上の規模のホールから、数十人程度の貸し部屋まで、いろんな部屋がそろっておりますが、その辺とのすみ分けについてわからないというのが正直なところです。

実態だけ見てみますと、交流ホールは、収入はほとんどゼロであり、お金がないが、本当に必要な人たちが使える場ということで公開されていくという意味かと、あるいは行政目的のために特化して使っているのかなという理解であれば、もうお金を取らなくていいのではないかなと思います。

そうでないと、民業圧迫になりかねませんので。けいはんなプラザさんも、大変な苦勞をしてお客を呼んでおられます。

コミュニティーホールも同じで、民間の貸し部屋とどう違うんだらうっていうことがよくわかりません。

(武内委員) コミュニティーホールは、営利団体が幾つか上げられており、この方たちは多分固定利用されていると思いますが、新たに参入しようとするれば可能なんでしょうか。

(事務局) 固定利用の団体が多いという特色がありまして、団体ごとに例えば何曜日のこの時間帯はどここの団体ということで、大体、均等に割りつけができていますよ。感じの利用実態がございます。新規の参入という部分でいきますと、やはりそういった固定利用というのが比較的多くございますので、難しい曜日や時間帯というのは確かにございます。ただし、平日の夜間、例えば遅い8時以降の時間帯や、日曜日であれば比較的空いているような状況がありますので、必ずしも新規参入が難しいかというところではなくて、曜日や時間帯によっては、新たに入っただけたり、単体利用とか、1回だけの利用ということも可能な部分もある

ります。

(武内委員) 施設の利用状況として、地域住民や地域の子供たちへ還元される内容の活動が多いとのことですが、光台地区で同じようなことをされている方もありますので、固定されてしまうのはどうかと思います。

(事務局) 民間のいわゆる営利目的の団体が固定的に利用されている傾向にありますので、いわゆる民業圧迫ではないかというご意見もありますが、仮に料金設定の部分を含めて、民業を仮に圧迫している部分があるのであれば、料金設定を改善していくなどの余地はあるかと考えております。

(柏木委員) これの4ページ目の必需的、選択的、非市場的、市場的の各施設での分類というのは必ず必要になる作業かと思っています。

評価基準は、精華町の一番合っているものを決めればよいと思いますので、今ここで議論して決めていけばよいと思いますが、委員の皆さんたちが選んでいくときのロジックが一応通ってないと、皆さん方も選びようがないなというふうに思っています。

あと、住民だったら聞いてくるかなと思われるのが、3ページ目の上の図で、使用料25%で税75%、使用料と税が半々など25%ずつで区切られているわけですが、それってどういう根拠なのということを知りたい人は聞きたいと思います。だから、数字を使うとその数字の厳密性はどうかという話も出てくるかと思いますが、そのあたりも考慮しつつ、下の定性的なものを含めて、評価基準を決めていった方が、合意形成が取りやすいのかと思います。

(世羅委員) 前回の資料の中に、現在の公費負担比率が記載されていますので、それを3ページのグラフの中に一旦プロットして、それが正しいかどうかの議論をした方がわかりやすいのではないかと思います。最初から、概念的にいくからわかりにくいと思うので、実際からいった方がわかりいいのではないかなと思います。

③平日単価と休日単価の設定

(会長) 平日単価と休日単価については、考え方の視点に書いているように同一単価とする方が行政の事務負担は軽減されて良いのではと私は読みました。

(山口委員) 公園の指定管理の経験から言いますと、一緒にいいのではないかと思います。勤労者の方が土日しか使えないわけで、そういった人たちが逆に割り増し料金を払うというのはなかなか説明できない現象になるかと思えます。公園も我々が指定管理になった段階で全部同一としました。上限という形で、普通は定められています。

(会長) 平日と休日の設定に差をつけるというのは、私もあまり意味がないと思っています。

④追加料金設定（冷暖房費・照明代・備品設備）

(世羅委員) 2ページ、3ページあたりで整理していることから考えると、当然、経費の中にこれらの経費が含まれているので、追加料金を設定すること自体が、基本におかしいかなと思いますので、基本的にこれは廃止すべきかと思えます。

(会長) 夜間の照明はどうですか。

(山口委員) 取ってもいいような気がしますけどね。

気になりますのは、設備が結構古いところが多いので、照明代やエアコン代は多分電気代としてすごい額になっているのではないかと思います。取らなくていいのではないかというのは理想だと思いますが、実際どれぐらいかかっているか、チェックだけはされた方がいいと思います。ちなみに、記念公園は設備が古くて、プロパンガスのエアコンなのです。一日フル回転させるだけで、10万円以上かかってくる場合もあります。

(世羅委員) 照明代の加算は、つけるかどうかだと思いますが、昼間はつけないのですか。

(事務局) 体育施設の関係で言いますと、照明代加算については通常ついた状態で、昼間も夜も貸しています。ただ、イベントなどをされる場合、前日準備をして、翌日そのイベントの時は、準備が終わって翌日イベントまでの間は、場所代だけで、

照明代がついていないというような状態はありますけれども、通常、使用される場合には、昼間でも照明をつけないと暗いので、当然、照明がある形で使っておられます。

(会長) 照明をつけないと利用できないとなってくると、別に加算なしで基本料金に入れてもいいわけですね。

(事務局) それは、アリーナですけれど、例えば打越台グラウンドとなれば、昼間はつけていませんが、夜はつくような設備にしております。また、学校施設でいいますと、夜間にグラウンドを貸しているところが1校ありますが、昼間は無償で使っていますが、夜間は照明代だけをいただくという状態でございます。

(会長) 備品と違って、照明代はわかりやすいですよ。ただ、1本100円など、そのようなものが出てくると物すごく煩雑で大変なるけども、照明代は、わかりやすいですし、取るというのも一つの整理かと思えます。

⑤割引割増設定（全時間使用割引・営利利用割増・町外利用割増）

(会長) 全時間使用割引は無し、営利と町外利用の割増は有りという考えは、妥当じゃないかと思えます。

(山口委員) 営利利用割増は、事務は煩雑になるかもしれませんが、やっていいのではないかと思えます。町外利用割増は、施設によっては、町外から逆にこの町を活性化するために、町外から人を呼びたいような場合もあり、その辺はちょっと整理された方がいいと思えます。ほかの町より安くすることによって、精華町での利用の活性化を進め、そこで賑やかになるなどの考え方もあります。

(事務局) 体育施設ですが、町外利用の場合は割増ということで料金設定をしております。町外の住民が精華町の体育館を使いたいけれども、通常料金の倍も払うのは、ちょっとというような考えがあった時に、精華町民と同じ金額で町外の方でも利用いただけますよという設定があれば、使わせてもらおうかというような声が出るかもしれません。そういった料金設定をすることで、たまたま空いているところに町外の方が利用し、空きの時間が減りますので、新たな利用者の開拓といえますか、また今後も利用いただけるというような循環ができるのではないかなという考えあります。

そういったことを近隣市町と協調を図ることによって、町民の方が使いたいけれど、町内の施設が埋まっている、また、一定期間改修工事により利用できないといった場合には、他の市へ行っても同じ金額だといった場合には、総合的に見ますと、常にその施設が活用されているといったような状況が図れますので、継続した社会体育事業、社会体育の活動といったものが計画的に図られ、引いては継続的に施設を利用いただけるといったようなことが考えられるのかなと考えているところでございます。

それと、直接の話ではございませんが、木津川市の住民の方が近隣の奈良市の図書館を使いたいため、木津川市から奈良市へ負担金を支払うといった内容の記事が新聞に掲載されておりました。木津川市の住民は、奈良市の図書館を奈良市と同じように利用するため負担金を支払って使用するというような内容であったと思いますが、体育施設について先ほど申し上げたとおり、同一条件で近隣市町が相互利用すればよいのではないかと考えている反面、木津川市が奈良市に負担金を払って、使わせていただいているとなると、どちらが本来適正な借り方になるのか、少しご意見いただいたらと思っております。

(会長) 町外利用も住民相互の交流を深めるというか、多くの方に精華町に入ってきてもらうということも含めて、意味があることですから、そこは理屈のつけ方をしっかりすれば、別に町外利用で割り増しをしなくてもいいという気もしますね。

(世羅委員) 町外利用は、基本的に割り増しするのは、意地悪な気がしています。施設というのは、国費が結構入ってきているにかかわらず、町民以外の人を使うときは割り増しするという話はナンセンスな気がしており、しかも、最近は広域化の世界になっているので余計にそう思っています。

さっきの図書館話がですが、奈良市もさらに意地悪かなと思います。基本、図書館で借りる時は、カードさえ作れば借りられるはずであって、奈良市の住民じゃなくても、心を広く貸していただき、精華町の人が行ってもカードを作ってもらうようなことで、それだけの話かなと思うので、何か負担費を払うのは、すごく変な話かなと思います。

(会長) 協定結べばよいだけの話かと思えます。

町外と営利を区別して考えることは、一つの意味がある考え方ですよね。しかも、町外で割り増ししないというように精華町が打ち出すと、近隣の自治体に対

して問題提起にもなりますよね。

資料17を見ていると、体育施設なんかは大体、近隣の自治体は町外利用を割り増しで2倍取っておられます。だから、精華町で町外割り増しなしということで打ち出し、他の自治体もそれに追随してくれたら、すごく住民にとって利用しやすいことになりますよね。

(事務局) 町外割り増しという話ではないですが、体育施設では町外者と町内者で予約の時期も変えております。町内者であれば、2カ月前から普通予約できますが、町外者は1カ月前からですので、近々に今使いたいねと言う方以外あれば、2カ月前から予約をして利用されています。1カ月前には、町内者は基本使わない状態の時に、空いているところに町外者が入っていただけるというような状態になるのかと思っているところです。

(山口委員) 稼働率を上げたり、あるいは町を活性化したりするという観点から言うと、余り区別しない方が、精華町っていい場所だなんていう評判を逆に上げるというか、手間も減ると思います。実際に、利用圏というものが公園の場合はほとんどが30分圏内であります。8割ぐらいが30分以内の距離から利用されますから、恐らく町外と言ってもそんなに大勢来るとは思えません。活性化の観点でいけば、私はあまりしない方がよいという意見です。

一方で、ほうその運動公園のように、もともと近隣のために作られた施設はちょっと考え方を変えてもいいかもしれません。5分、10分の範囲に住んでいる人らが遊んだり、ゲートボールしたりするための施設なのだろうと思います。近隣のためのものに関しては、さっきおっしゃったように時期をずらす、あるいは町外の受け付けをしないというやり方はあるかもしれません。そこははっきり分けないと、なぜ、奈良市の人のために子供が遊べないなどのトラブルが起きると思います。

⑥減免規定

(世羅委員) 減免は基本的になくせるというか、判断基準自体が曖昧なところが多く、減免項目も結構多いと感じています。基本的にサークルなどは、減免せずにとるべきだと思っています。例えば陶芸とかは趣味じゃないですか。こういうのはやっぱりお金払ってやるべきだと思います。基本的に一個一個潰していったら、なくすべきだとは思いますが。

(山口委員) 京都府の基準では、福祉、福祉と言いましても、リハビリセンターなど、ちゃんとした法人格のあるところのみを減免しています。あとは、年齢が上の方と小学生未満、つまり教育と育児、あとは福祉、それも例えば障害者手帳があるなど、明瞭なもののみ減免しています。これは、条例で決まっているので我々も従っていますが、それに対して例えば法人格はないけれど、福祉何々サークルだよと言われても、減免しないのです。

減免はよっぽどのことがない限りは余り広げない方がいいと思います。幾らでも類似だからと言って広がっていきます。障害者手帳を持っているとか、基準がはっきりしたもの以外は避けた方がいいのではないかと思います。

二重税の考え方についてはわからなくもありませんが、税金を投入されているものは他にもたくさんあり、例えば、かしのき苑に税金を投入されているのは間違いありませんが、かしのき苑に行くための道にも税金が投入されているわけです。いろんなところに税金は投入されていますから、二重というように考えないで、むしろ福祉で下げる、地域活性化の戦略として下げる、子育てで有名になるために下げる、など戦略的に考えられた方が整理しやすいのではないかと思います。

(世羅委員) 大賛成です。料金改定の議論をここまでしておきながら、最後に減免をやった方がいいとなってくると、全然料金の改定の意味がないです。この答申の中では厳し目に書くべきだと思っています。おっしゃっていただいたような、限定的な規定するほうがいいと思います。

(高鍋委員) 減免受けている者ですが、この減免のためにあれだけ協力していたのという気が起きなかったわけではないのですが、実は、テニスサークルとして登録して減免を受けているのですけれども、例えば、町民大会やりますので協力お願いしま

す、マラソン大会も協力お願いします、小学生のテニス教室ありますから協力してくださいとなった時に、この減免を受けているから仕方ないという感じで協力していました。例えば、かしのき苑にしても、コーラスや少年少女合唱団などありますけども、この少年少女合唱団でも、いろんな式典や祭典の時にコーラスを歌っていますが、他で頼んだらもっとすごい金額になると思うのですが、その練習をするための減免があるから参加していると思います。健康で文化的な生活を精華町は目指していると思うのですが、それぞれのサークルで講師を雇って教室を持つことを考えると、サークルとして維持した方が町の財政としては安く済んでいるし、また町民の中でやっているということでトラブルも少なく運営できているのかなと思います。

(世羅委員) 私は大阪市で野球をやっているのですが、大阪市でグラウンドを借りようと思ったら、2時間で4,000円かかり、それを払って使用していますが、それと、今の話の違いがよくわからないのですが。サークルで使うから減免オーケーということなのでしょうか。それであれば、私も精華町で無料で野球したいですけどという話になるので、その違いがよくわかりにくいです。

(高鍋委員) 多分、何かの形で町に対してのボランティア的なところがあるのではないかと思います。減免がなくなってしまうと、いろんなところで、財政が大変になるのではないかと思います。

(山口委員) その話は実はよく聞くのですが、減免にするから、頑張ってください、協力してください、やってくださいというような話がよくあります。ただ、それは、本来は逆でして、例えばコーラスとかそういったものをやっている町の文化事業が仮にあったとしたら、そこがかしのき苑に本来払わないといけないのです。この文化事業を継続するために協力をお願いします、施設使用料はうちが持ちます。かしのき苑はちゃんとそれをもらって、利用料金の中に組み込んでいくべきなのです。ただ、それが福祉という名のもとで、ごっちゃになってしまっているということが多くの自治体で起きています。もし整理できるのであれば、今がチャンスだとは思いますが。

(島崎委員) 私も要約筆記というサークルで使わせていただいているのですが、この中にはボランティアとしてやっているグループが幾つかありますので、その練習や勉強する場所にお金がかかるのは、ちょっと厳しいかなと思います。

(高鍋委員) 団体なので減免がなくても、人数割すると、料金的にはそんなに痛くないと思います。ただ、減免をすることで、ボランティアの気持ちを引き継ぐ、引きとめているのであれば、それはそれで意味があるかなと思います。

(世羅委員) ボランティアと減免で何か関係があるのでしょうか。

(義忠委員) 協会に入ったりしているからですね。

(事務局) もともと本町におきましては、体育協会や文化協会に加盟している登録団体につきましては、一定減免するという扱いになっています。

登録団体の中で活動される展示会や大きな体育イベントなど、たくさんの住民を巻き込んで活動をされるといったようなところから、登録団体に加盟していただいているところにつきましては、ある一定、減免制度があるわけでございます。それを細かく見ていきますと、例えば体育協会でしたら、大きなイベントがある時に、ちょっとお力をかしてもらえませんかというような形でお願いすることもあります。その引きかえに減免しますというような流れではなくて、あくまでも体育協会、文化協会に加盟している登録団体の活動を支援するため、減免の規定を設けているところです。

(世羅委員) 確かにボランティアで来られる方が、嫌々行かれたら減るかもしれないですけど、スポーツをやる団体が使ったら、別に払ったらいい話ではないのですか。その団体がやっていることは趣味的なことだと思うので、それを何で減免するのが、理解ができないのです。

(事務局) 体育協会には町の競技スポーツ的のところを引っ張ってもらっているという部分があります。文化的な話でいうと、文化協会に引っ張ってもらっているところが多々あります。この2つの協会を町の社会教育関係団体に認定をしております。体育関係でいいますと、体育協会に加盟されているそれぞれの競技連盟がおられます。そういうところが個別の競技スポーツを引っ張っていただいております。そこに加盟されて競技スポーツをされる団体について50%の減免をしているという話です。同じようにテニスをしていても、楽しくテニスをするサークルで、競技スポーツに入っていないサークルについては、減免なしで体育施設を利用されるというようなところでございます。

(世羅委員) でも、やはりそれは好きでされているのですよね。

(事務局) 町のこれまでの政策の方針として、公共的活動を担っていただくグループや団

体を育成して、行政だけが公の仕事を進めるのではなくて、住民団体も公共的活動の一翼を担っていただくため、そういう団体を育てていくという取り組みをこれまでやってきております。連盟に加入しているサークル団体や福祉関連の団体に加盟している団体の方々が、自分たちの嗜好や趣味でそういうスポーツや福祉活動をされているということではなくて、町の公共的活動を担っていただく団体として育てているという意味合いで、使用料の部分についても一定の割合を免除しております。財力が弱い団体が幾つかありますので、継続的な活動をしていただく中で、施設の使用料の負担というのは、活発に活動される団体ほど大きな負担になるということもあります。そういう意味合いで、いろんな町の行事に協力をしているというのは、いわゆる公共的活動にご協力いただいているということです。町が直営でやる時にはそれなりのお金がかかる部分をいろいろ協力いただき、公共的活動にご協力いただいている団体を育てながら輪を広げていくという仕組みの一つがこういう減免制度の大枠ということでございます。

(山口委員) そういうところがすごく多かったのはよく知っています。ただ、指定管理者の立場から言わせていただきますと、指定管理者というのは利用料金制度をとっているところが多いですから、稼ぎなさいということなのです。指定管理料を払います、不足する分はちゃんと収入を上げてくださいというのが基本なのです。そこに、いろんな理由がついてきて、減免がひつついてくるっていうケースがあるのです。

例えば京都府でしたら、子育て応援パスポートという制度があつて、子供連れのお母さんなんかは、無料になります。それをやっているのは府の福祉の行政なのですが、そこが我々に補填しているかといったら、一切ありません。勝手に、条例で無料にすると決めておいて、決まりましたから、無料にしろと。じゃあ、指定管理料上げてという意見を挙げてもらったことがあります。昔みたいに精華町が施設を持っていて、精華町が福祉も運営している、全部が精華町の中で回っている時は、そういうバスターはあり得たかもしれませんが、もう時代が変わってきておりますので、指定管理という制度を導入するからには、民間だつて入ってくる可能性があるわけなのです。それを読み込めば、変えるなら今です。

今変えてしまつて、ちゃんとお金をもらつて、福祉を推進したいのであれば、福祉課から福祉の団体に対して直接支援することになります。施設使用料とのバ

一ターみたいな考え方というのは、今後はやめた方がいいのではないかと私は思います。

ただ、責めているわけではなくて、実際、今まで多くの自治体がそのようにやってきたわけですから、習慣になっているところもいっぱいあると思いますけれども、民間の立場から見たら、非常にわかりにくい制度になっています。

(世羅委員) その団体に対しては、補助金などは出しているのですか。

(事務局) 必ずしも全ての団体に補助金が出ているということではございません。出ていることのほうが多いですが、一部全体的な制度の仕組みの中で、補助金が出ている団体というのは幾つかあります。

⑦料金改定のサイクル

(会長) 料金改定のサイクルについては、前回出された意見では、一定決めておいた方がいいという話ですが、1年ごとというのは余りにも煩雑で、あり得ないかと思えます。

(世羅委員) 1年ごとに審議会をするということではなく、1年ごとに公費負担比率などを出しておいて、当初のもくろみと乖離がないかどうかをチェックするぐらいの意味でしたので、本当に変えるかどうかは3年置きとか5年置きでもいいのではないかと思います。

(会長) 3年か5年というのは、妥当な線ではないかと思えます。

(世羅委員) 3年に1回、5年に1回、このような会議を開くのは大変かもしれませんが、1年ごとにちゃんと料金の妥当性をチェックしましょうという意味で申しあげました。

以上